

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 行動計画 (女性活躍推進法に基づくもの)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構は、男女を問わず職員が活躍できる環境の整備を行うため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間

2023年4月1日 ～ 2028年3月31日

2. 課題

- ・ 前計画期間では新卒採用における女性労働者の割合改善について取り組み、一定の成果が得られたところ、採用時の女性労働者の割合に対して、その後の係長級、課長級と昇格するに従う女性労働者の割合が低下している。
- ・ 職業生活と家庭生活の両立を支援するため、長時間労働を是正する余地がある。

3. 目標と取組内容

- ・ 計画期間中、係長級、課長級にある者に占める女性労働者の人数推移の経過観察および課題抽出を年に1回行い、制度の見直し・改善を実施する。
- ・ フレックスタイム制、テレワーク勤務、育児・介護に係る短時間勤務等働きやすい環境づくりに向けた検討を年に1回以上行い、取組を着実に実施する。
- ・ 労働時間の適正化の観点から、機構全体の業務効率化に資する施策の立案、実施を年に1回以上行う。